

土木工事共通仕様書の改定について

国土交通省大臣官房技術調査課

たなか もとひろ
課長補佐 田中 基裕

1 はじめに

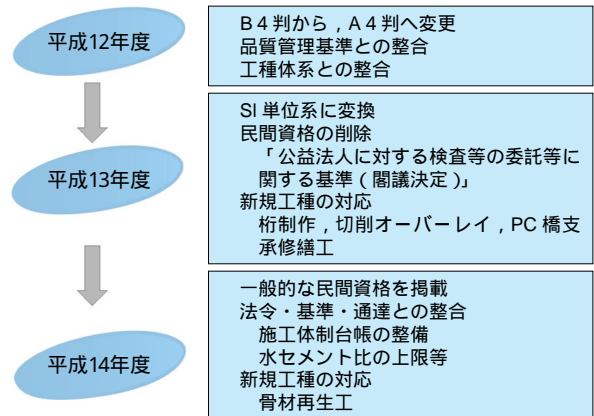
土木工事共通仕様書は、国土交通省の地方整備局等が発注する土木工事の契約において、発注者と受注者が締結する契約図書の一部として、統一した解釈、運用を図り、その他必要な事項を定め、適正な履行を図るためのものである。

共通仕様書は、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容の説明のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込んだものである。

共通仕様書の最初の制定は昭和43年であるが、時代の変遷に逐次対応を図ってきたところである。

2 最近の動向

最近では、関係法令、各種基準の年次的な改定とともに、年度ごとの特別な事項に対応して内容を見直している。



3 今年度の主な改定事項

(1) 発注者・受注者の任意事項の明確化

1 1 1 1 適用

旧条文（平成14年度）	新条文（平成15年度）	改定の理由
請負者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。		* 削除 監督職員からの工事中止の指示がない限り、どのような場合でも工事を継続しなければならないと誤解される規定となっているため。

1 1 1 16 工事の一時中止

旧条文（平成14年度）	新条文（平成15年度）	改定の理由
<p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p>	<p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき…工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1 1 1 48臨機の措置により、請負者は適切に対応しなければならない。</p>	<p>*変更</p> <p>乙の責ではない事由で工事を中断する際には、発注者が中止の指示で工期変更を行うこと、災害防止等のための工事中止は臨機の措置であることを明確化するために、なお以降を追記する。</p>

1 1 1 32 工事中の安全確保

旧条文（平成14年度）	新条文（平成15年度）	改定の理由
<p>請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）…。</p> <p>ただし、これらの指針は本工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p>	<p>*変更</p> <p>指針の位置付けを明確化するために、ただし書き以降を追記した。</p> <p>また、契約範囲外については、指針が請負者を拘束しないことを明確にしている。</p>

1 1 1 48 臨機の措置

旧条文（平成14年度）	新条文（平成15年度）	改定の理由
	<p>請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>*新規</p> <p>契約書第26条に規定されている臨機の措置について、現場における適用性を考え内容を明確化した。契約書第26条の臨機の措置には、請負者の措置義務と監督職員の措置請求が規定されている。この措置は、労働災害を含むものとなっているが、監督職員の判断基準が不明確になっており、請負者の措置義務を規定した。</p>
	<p>監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等という。」）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p>	<p>*新規</p> <p>監督職員からの措置事項を規定した。</p>

(2) 発注者・受注者の関係明確化

発注者と受注者の関係が必ずしも明確でない箇所について明確化を行った。例えば、「指示・承諾・協議の内容」「請負者の任意事項」について改定を行った。

① 協議に関する改定

共通仕様書に規定された協議の内容は、本来は「設計図書の内容」に関する事項であるが、現条文は「施工方法等の請負者の任意に係わる事項」も協議対象として解釈されてしまう可能性があるものもあるため、施工方法等は協議対象外であり、対象は「設計図書」であることを明示した。

【条文例】

現行
請負者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともにその処置方法について監督職員と協議しなければならない。

改定案
請負者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

② 請負者の任意事項

基本的に請負者の任意に係わる事項に関する条文規定は削除することとした。(下表参照)。なお、削除対象とする規定のうち、その規定の不履行が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に影響するものは残すこととした。

規定内容パターン	改定の基本的考え方
一般論としての安全確保に関して規定しているもの。	この規定内容のパターンは、全文削除とする。

規定内容パターン	改定の基本的考え方
任意の領域である安全に対する措置内容を規定している。	この規定内容のパターンは、全文削除とする。
任意の領域である安全に関する確認内容を規定している。	同上
任意の領域である安全の確保内容について規定している。	同上
関係法令の遵守を重複して規定している。 (1章総則で、法令遵守および土木工事安全施工指針の遵守が規定されている。)	同上
任意事項に対する規定であるのか、指定事項に対する規定であるのかが不明確に規定している。	任意事項については、共通仕様書としては全文削除する。指定事項であれば、積算と整合して内容を特記仕様で条件明示する。
土木工事安全施工指針および公衆災害防止対策要綱以外の安全対策指針の遵守を規定している。	特定工種用に定められた安全施工指針については、「参考」とする旨を規定する。(総則における土木工事安全施工指針の規定と整合させる。)記載に漏れないように、特定工種用の指針の策定状況を調査した上で各編で参考とする旨を規定する。
特定工種だけ独自の施工計画の立案を求める規定となっている。	総則の施工計画で求めている記載事項と異なる点を記載する。また、労務計画等の任意の領域に係わる事項は削除する。
安衛法で規定されている以外の責任者の選任を規定している。	安衛法で規定されている以外の責任者の選任に関する規定は現行のままとする。

(3) 経常的な修正

関係する諸基準、規定等の細部変更や改定に対応して改定を実施した。

① コンクリート標準示方書関連

a コンクリート練り混ぜ水(海水の使用)

旧条文(平成14年度)	コンクリート標準 Co 示方書 基準編	摘要
1 2 8 4 コンクリート用水 2 請負者は、鉄筋コンクリートには海水を練り混ぜ水として使用してはならない。	6 2 3 水 (3)海水は一般に練り混ぜ水として使用できない。しかし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い	技術基準との整合。

b 普通ポルトランドセメントの品質 (JIS R 5210の改定)

旧条文 (平成14年度)	コンクリート標準 Co 示方書 基準編	摘要
1 2 8 2 セメント 表2 22 普通ポルトランドセメントの品質 圧縮強さ (N/mm ²) 3d 7.0以上 7d 15.0以上 28d 30.0以上 塩化物イオン 0.02以下	表1 普通ポルトランドセメントの品質 圧縮強さ (N/mm ²) 3d 12.5以上 7d 22.5以上 28d 42.5以上 塩化物イオン 0.035以下	技術基準との整合。

② 道路橋示方書関連

a グラウトの膨張率・ブリーディング率

旧条文 (平成14年度)	道路橋示方書 コンクリート橋編	摘要
6 5 4 3 ポストテンション桁製作工 ⑤グラウトは、膨張率が10%以下の配合とするものとする。 ⑥グラウトのブリーディング率は、3%以下とするものとする。	19 4 6 グラウト 5)グラウトの膨張率は、0.5%以下とする。 6)グラウトのブリーディング率は、0.0%とする。	技術基準との整合。

b コンクリートの圧縮強度等 (SI 単位系の見直し)

旧条文 (平成14年度)	道路橋示方書 コンクリート橋編	摘要
1 3 4 8 ニューマチックケーソン 12 請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が13.7N/mm ² (140kg/cm ²) 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	16.11 セントル (3)...セントルを解体してよい時期のコンクリートの圧縮強度として14N/mm ² 以上発現していることを目安とすればよい。	技術基準との細部調整。

(4) その他の改定

① 再生骨材の利用について

セメントコンクリート製品における再生骨材利用について、「アルカリ骨材反応抑制対策につい

て」(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)を受け、以下のとおり改訂を行った。

旧条文 (平成14年度)	新条文 (平成15年度)	改訂の理由
1 2 9 1 一般事項 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl ⁻) の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1 2 9 1 一般事項 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl ⁻) の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 請負者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日) および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について (国土交通省大臣官房技術調査課)	アルカリ骨材反応抑制対策の改正による。

また、セメントについても、「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」(国土交通省大臣官房技術審議官通達，平成

14年12月3日)を受け，以下のとおり改訂を行った。

旧条文(平成14年度)	新条文(平成15年度)	改訂の理由
表2 22 普通ポルトランドセメントの品質 塩素 % 0.02以下	表2 22 普通ポルトランドセメントの品質 塩化物イオン % 0.035以下	アルカリ骨材反応抑制対策の改正による。

② 足場転落事故の防止
建設産業の事故者数は，近年減少傾向にあるが依然として墜落事故が多く，厚生労働省がガイドラインとし，国土交通省でも過去2年間のモデル

工事を実施して有効な対策である「手すり先行工法」について，全面的に実施することとして共通仕様書の「適応すべき諸基準」に記載した。

旧条文(平成14年度)	新条文(平成15年度)	改訂の理由
	1 3 2 適用すべき諸基準 厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン(平成15年)	安全性の向上

③ レディーミクストコンクリートの品質について
より一層にレディーミクストコンクリートの品

質向上を図ることが望ましいこととして，適する工場について記載した。

旧条文(平成14年度)	新条文(平成15年度)	改訂の理由
5 3 2 レディーミクストコンクリート 請負者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合には，JIS マーク表示認定工場で，かつ，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し，JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は，本条3，4項の規定によるものとする。	5 3 2 レディーミクストコンクリート 請負者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合には，JIS マーク表示認定工場で，かつ，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し，JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は，本条3，4の規定によるものとする。	コンクリート標準示方書との整合，レディーミクストコンクリートの品質向上のため。



4 おわりに

今後とも，技術基準の改定や技術動向，工事発注形式の改定等を捉えて，適切な共通仕様書の改定を実施することとしている。